

議会改革特別委員会

日時：令和5年9月13日（水）
議会報告会会場別打合せ終了後
場所：第1委員会室

- 1 島田市議会基本条例について
 - ・ 前回の委員会の振り返り
 - ・ 第7条について

- 2 その他

議会基本条例読み合わせ確認事項

条 文	解 説	委員意見及び改正案	回答・事務局補足説明	令和5年8月16日委員間討議
<p>(議員の活動原則) 第3条 議員は、次に掲げる原則に従って活動しなければならない。 (1) 高い倫理性を保持し、公正かつ清廉を基本姿勢とすること。 (2) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。 (3) 不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。 (4) 議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んずること。</p>	<p>議員が活動するに当たっての4つの原則を定めたものです。 (1) 市民の代表者としてふさわしい高い倫理性を保持すべきこと、公正かつ清廉を基本姿勢とすべきことを定めてあります。 (2) 特定の地域、団体等の個別の課題を解決するだけでなく、全体の奉仕者として市民全体の福祉の向上を目指すべきことを定めてあります。 (3) 地方公共団体をめぐる環境の変化の中で、議員はより高度な能力が要求されています。たゆまぬ努力により、議員としての資質を向上すべきことを定めてあります。 (4) 新たな分権と自治の時代にふさわしい「言論の府」となることを目指し、合議制の機関の構成員として、議員相互の自由な討議を重んずるべきことを定めてあります。</p>	<p>(1) ここで求められている倫理性となんなのか。 (2) 議会基本条例における福祉とはどういったものなのか？もう少しわかりやすい表現の方がいいのでは？市民サービスの向上ではだめか？ (4) この部分がとても難しいと感じる。いつの時代も課題である。相手を否定しているようになってしまう。</p>	<p>参考 (2) 地方自治法 第1条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。 第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。 地方自治法第1条の2にも福祉という言葉が出てくる。また、住民福祉を「住民サービス」と言い換える学術的な見解もあるが、サービスは「提供の」意味合いが強く、地方自治の本旨でいう、「住民自らが地域課題等に向き合い、住民の意思に基づいて課題等に関する事項が決定される。」ということ踏まえれば、単に提供されるものばかりではないと解する。(少なくとも住民参画が直接選挙によって住民の代表者たる議会議員を決定することだけでないとする。) 解説に、幸福度の向上や住みやすさの向上等追記するか？</p>	<p>改正、解説の追記必要なし。 市民の方に第3条の意味を聞かれたときに、回答ができる立場にいるということは理解する必要がある。</p>
<p>(会議の公開) 第4条 議会は、本会議（地方自治法（昭和22年法律第67号）第6章第6節に規定する会議をいう。）、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。）並びに全員協議会及び議員連絡会（同法第100条第12項の規定により協議又は調整の場として設ける全員協議会及び議員連絡会をいう。）（以下これらを「本会議等」と総称する。）を、原則として広く市民に公開するものとする。</p>	<p>1 市民に開かれた議会とするため、これまで公開している本会議だけでなく、委員会、全員協議会及び議員連絡会を原則として公開することを定めたものです。また、この規定の精神にのっとり、本会議等の会議録は市役所の情報公開コーナーへの配置、ホームページへの掲載等により広く市民に公開することが求められます。 2 全員協議会及び議員連絡会の開催根拠を明確にするための改正を行いました。</p>	<p>本会議だけでなく、委員会、全員協議会も配信するのはどうか？新庁舎移転後は対応が可能か？</p>	<p>8月3日時点では新庁舎移転後においても本会議以外の会議について映像配信することは想定しておりません。委員会室での映像配信環境を整備する場があり、導入について、市民の需要を鑑み検討していく必要があると思われます。また、運用や制度導入の可否については、議会運営委員会で検討を行うものと思われます。</p>	<p>逐条解説に映像配信を行っている旨を追記する必要性はないか？ →掲載等となっているため、特段追記する必要はないと思われる。追記したことにより、委員会等も映像配信する必要が出てくる可能性がある。 災害や事件等への対応に対する市民の生命や生活に直結する会議については、どのような議論が行われたか。いつでも公開できるように録音、録画する必要性があると考え。 新庁舎移転後検討をやってはどうか？ →現時点で改正、解説の追記必要なし</p>
<p>(議会の活動に関する資料の公開) 第5条 議会は、本会議等において使用した資料その他の議会の活動（地方自治法その他の法令又はこれらに基づく条例に定める議会の権限の行使にかかわる活動をいう。以下同じ。）に関する資料を整理し、他の条例に特別の定めがある場合を除き、これをいつでも市民が自由に閲覧することができるようにしなければならない。</p>	<p>市民に開かれた議会とするため、本会議、委員会、全員協議会及び議員連絡会において使用した資料等をいつでも市民が自由に閲覧できるようにすることを定めています。 「その他の議会の活動に関する資料」とは、本会議などの会議以外の活動に関する資料を指し、地方自治法第100条に基づく調査、いわゆる100条調査権に伴う活動に関する資料などが想定されます。 また、「他の条例に特別の定めがある場合」とは、島田市情報公開条例に不開示情報（個人を特定する情報、法人の活動に著しい不利益を与える情報など）として定められている場合などが想定され、この場合には閲覧資料から不開示情報を除かなくてはなりません。</p>	<p>情報公開の期限を設けるべきか？現在は期限があるのか？ 令和5年3月に改正された島田市議会個人情報保護条例と整合性はとれているのか？ 時代にあった情報を公開するための文言を付け加える必要はないか？</p>	<p>現状は、情報公開の期限を設けた規定はありません。 令和5年3月に制定された島田市議会の個人情報の保護に関する条例については、国の法律改正と議会が保有する個人情報の取扱いの整合性をとるために制定されたものであります。第5条における情報公開とは、本会議等において使用した資料、活動を広く市民に閲覧することを規定したものであるため、今回の法律改正による条例改正は必要ないと思われます。 現在公開している媒体は、市公式ホームページ。情報公開コーナーへの設置となります。</p>	<p>改正、解説の追記必要なし。</p>

資料1

条 文	解 説	委員意見及び改正案	回答・事務局補足説明	令和5年8月16日委員間討議
<p>(議会報告会の開催等) 第7条 議会は、議会の活動の動向を市民に伝え、並びに市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するため、定期的に、議会報告会を開催するものとする。 2 議会は、市政に関する課題について、市民と議員とが意見を交換する機会を設けることができる。 3 議会は、第1項の議会報告会及び前項の市民と意見を交換する機会において市民から得た意見及び情報を、議会の活動に反映させるものとする。</p>	<p>1 議案審議の経過や結果などの議会活動の動向を市民に伝えること及び市民と自由に意見や情報を交換することを目的として、定期的に議会報告会を開催することを定めています。地域の特性を考慮しつつ、市民の意思を反映した政策を自らが立案するためには、市民の市政に対する考えを聴取することが重要であることから、市議会では、この機会を通じて議会運営全般に対する意見交換はもとより、市政に関する意見交換も積極的に行いたいと考えます。議会報告会の具体的な運用については実施要綱により定めます。 2 第1項の議会報告会に加え、市政に関する特定の課題について市民と議員とが意見を交換する機会を必要に応じて設けることができることを定めるものです。市民等からの要望又は議会からの呼びかけにより開催します。 3 議会報告会及び特定の課題について市民と意見を交換する機会において市民から得た意見及び情報を、議会の活動に反映させることを定めたものです。 4 平成23年12月に、項目名の一部改正を行いました。</p>	<p>議会報告会等の開催への名称変更が必要ではないか？ 広聴の立場を設ける必要があるのでは？ 現在に合わせた見直しを行う必要があるのではないか？ 【議会の活動の動向】 表現を変えるか？ 議案結果の報告ではなく、議案の議決前に市民の意見を聞けないか？ この条例については次回以降委員間討論をしていきたい。</p>	<p>令和元年度においても、見直しの検討を行っているため、議会基本条例に基づく検討表を参考にご参照ください。</p>	<p>当委員会の研究課題としていく。 ・議会報告会という表現が正しいか ・事後報告ではなく、議論ができるような場にした。 ・当初、議会報告会では個人の意見を言うのは禁止されていた。 ・参加ではなく参画が現在求められているもの。そういった言葉は追記する必要があるのかもしれない。 ・会津若松市の条例、第5条の5が参考になるのでは？ ・参加してくれる市民が限られてしまうので、どうにかしたい。 ・豊田市は、相談会として議員が市民と話をできる活動を行っている。 ・条文を変えるか？解説を変えるか？ ・現在の議会報告会では、議員の個人的な考えが述べられない。 ・四日市市に ・改正するのであれば、色々な手法や方法が試せるような条文にしたほうがいいのか？ ・令和6年5月に当特別委員会としてなにかしら形として成果をだしたい。 ・会津若松市、四日市市、豊田市が参考になるのではないか？ ・先進地へ行政視察に向かう方向で検討していく。</p>

条 文	解 説	委員意見及び改正案	回答・事務局補足説明	令和5年8月16日委員間討議
<p>(市長が立案する政策の調査) 第9条 議会は、市長が立案する政策が市民の福祉の増進に資するものであるかどうかについて、必要な調査を行うものとする。</p>	<p>市長が立案する政策について、必要な調査を行うことを定めています。市長が提案する議案(=市長が立案する政策)の審議に必要な資料を要求することを調査の内容として想定しており、どのような種類の資料を求めるかなどの詳細については、島田市議会会議規則第35条の2に定められています。</p> <p>また、ここに規定されている調査は、地方自治法に基づくいわゆる100条調査権とは性質が異なるものとして規定しています。</p> <p>(補足説明) 島田市議会会議規則(抜粋) (議案に係る資料の要求) 第35条の2 議会は、提出された議案の審議における論点を明らかにするために必要と認めるときは、当該議案の提出者と協議の上、次の各号に掲げる事項のいずれかが記載された資料の提供を求めることができる。</p> <p>(1) 当該議案に係る施策(以下この条において「施策」という。)の立案及び当該議案の提出の経緯に関する事項 (2) 施策の立案の過程における市民の参加に関する事項 (3) 施策と総合計画との整合性に関する事項 (4) 施策の実施に必要な財源の確保その他の財政上の配慮に関する事項 (5) 将来にわたる施策の効果及び費用に関する事項 (6) 前各号に掲げるもののほか、提出された議案の審議における論点を明らかにするために議会が必要と認める事項</p> <p>※平成25年12月改正 (解説) 実効性のある政策調査を行うことを目的として、議案審議における論点を明らかにするために必要な資料を、議案の提出者と協議した上で求めることができることを定めたものです。要求する資料の内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 議案として提出された施策の発案から意思決定、提案までに至るまでの経緯、どのような議論がなされたかなどが確認できる資料 (2) 総合的かつ計画的な行政を運営するための基本構想、基本計画及び実施計画(これを総合計画と総称します。)に示されている施策であることが確認できる資料 (3) 施策の実施に当たり必要な財源が確保できているか、また、その施策に係る運営に継続的に必要となる経費等が確認できる資料 (4) (1)～(3)以外に議案の審議に必要なものとして議会が判断した資料 (平成25年度改正内容) 平成24年度に設置された「議会改革に関する特別委員会」の最終報告で提言された内容について、議案審議の論点を明確にするため「施策の立案の過程における市民の参加に関する事項」、「将来にわたる施策の効果及び費用に関する事項」の2つを加えました。</p>	<p>過去の資料要求の実績はどうか？</p>	<p>平成25年12月以降の資料要求数：110件(各定例会別要求数は別紙)</p>	
<p>(議員相互の討議) 第12条 議員は、本会議等において、議員相互の討議を積極的に行わなければならない。</p>	<p>議員の活動原則に基づき、本会議等において、積極的に討議を行うことを定めたものです。</p> <p>本会議等においては、執行当局への質疑により事実関係を明らかにし、個々の議員は採決の際に賛成か、反対かのみを表明することが一般的に行われています。賛成又は反対の趣旨について発言する機会がありますが、議論の過程が明らかになることは少なく、またすべての議員又は委員が行うわけではありません。</p> <p>「言論の府」として、多様な意見を出し合ったうえで結論へ至ること、また、討議により結論までの過程を明らかにすることが求められます。</p>	<p>本会議等となっているのはなぜか？委員会等ではない理由は？→本会議等となっていれば全ての議会活動を網羅できると考えられる。 議案提出が遅いため、議員間で十分な討議ができていない。</p>	<p>議案の提出については議会運営委員会にて協議を行う。</p>	<p>議会運営委員会へ</p>

条 文	解 説	委員意見及び改正案	回答・事務局補足説明	令和5年8月16日委員間討議
<p>(政務活動費の活用) 第14条 議員は、市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付された政務活動費について、更に政策の立案及び提言のために活用しなければならない。 2 議員は、政務活動費を使用したときは、その用途を明らかにしなければならない。</p>	<p>1 政務活動費を政策の立案及び提言のために活用することを定めたものです。 2 政務活動費の用途の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすべく、その用途を明らかにすることを定めています。 なお、政務活動費の交付、報告等に関する事項については、島田市議会政務活動費の交付に関する条例及び同条例施行規則により定められています。</p>	<p>【更に】という文言は必要か？</p>	<p>議員の使命として、政策の立案や、提言を進めることが挙げられます。政務活動費はその使命を【更に】進めていくためのものであることをあらわした文言であると思われます。</p>	<p>改正、解説の追記必要なし。</p>
<p>各条の義務規定、努力規定について</p>		<p>【～しなければならない】や【努めるものとする】が混在しているがどのような分け方をしているのか？</p>	<p>当該条例は、議会、議員を対象とした条例となっているため、議会、議員が行うことについては義務規定となっており、それ以外が行うことについては努力規定となっております。</p>	<p>改正、解説の追記必要なし。</p>

島田市議会基本条例第 7 条に対する委員の意見

令和 5 年 9 月 13 日
議会改革特別委員会

条文・解説

(議会報告会の開催等)

第 7 条 議会は、議会の活動の動向を市民に伝え、並びに市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するため、定期的に、議会報告会を開催するものとする。

2 議会は、市政に関する課題について、市民と議員とが意見を交換する機会を設けることができる。

3 議会は、第 1 項の議会報告会及び前項の市民と意見を交換する機会において市民から得た意見及び情報を、議会の活動に反映させるものとする。

(解説)

1 議案審議の経過や結果などの議会活動の動向を市民に伝えること及び市民と自由に意見や情報を交換することを目的として、定期的に議会報告会を開催することを定めています。

地域の特性を考慮しつつ、市民の意思を反映した政策を自らが立案するためには、市民の市政に対しての考えを聴取することが重要であることから、市議会では、この機会を通じて議会運営全般に対する意見交換はもとより、市政に関する意見交換も積極的に行いたいと考えます。

議会報告会の具体的な運用については実施要綱により定めます。

2 第 1 項の議会報告会に加え、市政に関する特定の課題について市民と議員とが意見を交換する機会を必要に応じて設けることができることを定めるものです。市民等からの要望又は議会からの呼びかけにより開催します。

3 議会報告会及び特定の課題について市民と意見を交換する機会において市民から得た意見及び情報を、議会の活動に反映させることを定めたものです。

4 平成 23 年 12 月に、項目名の一部改正を行いました。

第 7 条については当特別委員会の重要課題として、調査・研究していくこととなった。

委員意見 (8/2)

- ・議会報告会【等】の開催への名称変更が必要ではないか？（清水委員）
- ・広聴の立場を設ける必要があるのでは？（桜井副委員長）
- ・現在に合わせた見直しを行う必要があるのではないか？（清水委員）
- ・【議会の活動の動向】の部分表現を変えるか？
- ・議案結果の報告ではなく、議案の議決前に市民の意見を聞けないか？

委員意見 (8/16)

- ・そもそも議会報告会という表現が正しいか（山本委員）
- ・事後報告ではなく、議論ができるような場にしてはどうか。（井上委員・山本委員）
- ・当初、議会報告会では個人の意見を言うのは禁止されていた。現在は変わってきている。（大石委員長）
- ・現在は、参加ではなく参画が求められている。そういった言葉は追記する必要があるのかもしれない。（村田委員）
- ・会津若松市の条例、第5条の5が参考になるのでは？（清水委員）

（市民と議会との関係）

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

1~4 略

5 議会は、市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

以下略

- ・参加してくれる市民が限られてしまうので、どうにかしたい。（山本委員）
- ・豊田市は、相談会として議員が市民と話をできる活動を行っている。（山本委員）
- ・条文を変えるか？解説を変えるか？（委員会としての意見）
- ・現在の議会報告会では、議員の個人的な考えが述べられない。（井上委員）
- ・四日市市に、議案について市民の意見を聞く制度がある。（清水委員）
- ・改正するのであれば、色々な手法や方法が試せるような条文にしたほうがいいのではないか？（山本委員）
- ・令和6年5月に当特別委員会としてなにかしら形として成果をだしたい。令和5年2月には中間報告をしたい。（大石委員長）
- ・会津若松市、四日市市、豊田市が参考になるのではないか？（清水委員・山本委員）
- ・先進地へ行政視察に向かう方向で検討していく。（大石委員長）